2015年(平成27年)2月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

防災施設等の整備に関する事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略,目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2015年1月27日付けで諮問(第712号)された防災施設等の整備に関する事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略,目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 防災広場の整備について

平成25年度に改訂した「藤沢市地域防災計画」おいて、被害想定が大きく見直されて新たな防災空間の確保策を検討する必要性が生じている.

また、東日本大震災以降、市レベルのみならず、地域レベルにおいても、

避難場所機能,備蓄機能,防災活動拠点機能など様々な防災機能の充実へのニーズが高くなっている。

このような状況を踏まえ、未利用の公共用地や既存公共施設の空きスペースの活用、民間の土地の借受けなどの手法により、避難、備蓄、防災活動など防災機能を持つ空間を確保することを目的として、平成26年1月に「藤沢市防災広場の確保に関する要綱」を制定した。

今回,村岡東2丁目土地区画整理事業地内の民間事業者が所有する土地について,地域貢献を図るという会社側の意向を踏まえ,市の防災に対する考え方も理解していただき,この要綱に基づき,平成26年2月14日付けで「防災広場として使用に関する協定書」を締結した。

その後,民間事業者により,植栽等の整備が進められ,平成26年10月1日付けで使用賃借により市が借り受けた。この間,当該地の防災広場としての活用については,周辺自治会等の要望なども確認しながら地域の理解を得ている。

現在,備蓄機能である防災備蓄倉庫,地域防災機能である防災トイレや 防災パーゴラ等の整備を進めているところで,平成27年4月に供用開始 し,平常時には,公園と同様に一般開放を行う予定としている。

イ 防犯カメラ設置の考え方

この防災広場は,地形上,南及び東側が道路面より最大で3m弱地盤面が高く,さらに避難機能を確保する必要性から防災備蓄倉庫が広場を取り囲むような設置となり,道路側から一部見通しができないことから,広場利用者の安全確保及び犯罪の防止等を目的とし,防犯カメラの設置を予定している。

防犯カメラの撮影対象区域は,防災広場内の道路上から見通しのできない区域を対象とし,特定の個人及び建物等を監視することがないように設置する。

機器構成としては、防災広場内に設置するポール、カメラ1台、モニター一体型のデジタルビデオレコーダーである。カメラで撮影した映像についてはデジタルビデオレコーダーで録画をする。カラーモニターについては、撮影範囲の確認を行うため画像を表示する。

ウ 諮問事項について

防犯カメラにより人物を撮影及び録画することは、個人情報の本人以外のものからの収集にあたる。

画像はデジタルビデオレコーダーに内蔵のハードディスクに一時的に保存するため,コンピュータを使用して行われる情報の蓄積となる。このことから条例第10条の収集の制限及び第18条のコンピュータ処理の制限に基づき,藤沢市個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものである。

また,正当な請求権を有した司法警察職員としての職務を行う者,検察官及び検察事務官(以下「司法警察職員等」という。)から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会書(以下「捜査照会書」とい

う。)により,防犯カメラによって撮影し,録画した映像の目的外提供の依頼が想定できる。この件については条例第12条第4項により審議会への諮問事項となっているが,事件解決への迅速な対応のため,今後捜査照会書により防犯カメラ画像データの目的外提供を求められた場合には,別に定めるガイドラインに基づき,審議会への諮問の手続きを経ることなく,目的外提供できる包括的な取扱いをしたく,併せて諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

カメラによる撮影は利用者の安全確保,犯罪の抑止・防止対策のためのものであり,防犯カメラの撮影対象区域は,平常時には,公園と同様に一般開放を行っていることから不特定多数の者が立ち入るため,撮影対象者を限定することは困難である。このことから,本人の同意を得ることなく本人以外のものから収集する必要がある。

- (3) 本人以外のものから収集する個人情報 防犯カメラ画像データ
- (4) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理の必要性

ハードディスクによる画像の保存は,ビデオテープ等と比較して,画質及び耐久性に優れている。また,必要な時間保存した後,順次上書きすることができ,必要な部分の画像の取り出しも容易である。このようなことから,コンピュータにより保存及び管理する必要がある。

イ コンピュータ処理する個人情報

防犯カメラ画像データ

ウ 安全対策

録画機器であるデジタルビデオレコーダーは、施錠できる機器箱に収納し、 当該収納箱は簡単に取り外すことができないようにポールに固定する。また、 管理責任者又は管理責任者の許可を受けた者以外は操作できないように施錠管 理を行う。

なお,設置予定のハードディスクには外部ネットワークへの接続機能が内蔵されているが,ネットワークには接続しないものとする。またカメラについては,内蔵メモリ及び記録媒体等の使用機能が搭載されていない機種を設置する予定である。

(5) 目的外提供する必要性

ア 個人情報の照会

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会については,司法警察職員等によって行われるものであり,当該照会の正当性及び公益性が認められ,事件の解決は,被害者を救済するものであり,市民生活を守る本市行政の役割でもある。

そのため,事件解決の照会に対する迅速な対応が特に重要となることから防災広場で発生した傷害,暴行,誘拐,窃盗,強盗,強姦(被害者の映像に ついては同意を得たものに限る。),強制わいせつ(被害者の映像について は同意を得たものに限る。),恐喝,器物損壊及び放火の捜査のため,目的外提

供を受けようとするものにとって、当該提供を 受ける方法以外に情報を入手する手段がないと防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)が判断した場合に限って、審議会に諮 問の手続きを経ることなく、目的外提供できるという包括的な取扱いをさせていただく必要性があると判断したものである。また、運用に当たっては、防犯カメラによる映像について、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドラインを作成し、そのガイドラインに沿って行う。

イ 目的外に提供する提供先

司法警察職員等

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラの画像データ(必要最低限の時間に限る。)

(6) 本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の 省略について

防犯カメラの撮影対象区域には、地域の住民のほか、不特定多数の者が立ち入るため、撮影及び録画以前にあらかじめ本人に個別に通知することは不可能である。このことから本人への通知は省略する。また、本人の特定ができた場合でも、捜査の遂行に支障が生じる旨を捜査機関に確認できた場合に限り、本人通知を省略するものである。

ただし,防災広場内にカメラを設置していることを防災広場敷地内に表示する ことにより,周知を図る。

(7) 実施時期

2015年3月下旬実施予定

- (8) 提出資料
 - ア 藤沢市防災広場防犯カメラ運用基準(案)
 - イ 藤沢市防災広場防犯カメラによる画像データについて,捜査機関からの刑事 訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドラ イン(案)
 - ウ機器仕様一覧
 - 工 第1号防災広場(村岡地区)位置図
 - オ 防犯カメラ設置図
 - 力 個人情報取扱事務届出書(案)
- 3 審議会の判断理由

当審議会は,次に述べる理由により,審議会の結論(1)から(4)までのとおりの 判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では,当該カメラによる撮影は利用者の安全確保,犯罪の抑止・防止対策のためのものであり,防犯カメラの撮影対象区域は,平常時には,公園と同様に一般開放を行っていることから不特定多数の者が立ち入るため,撮影対象者を限定することは困難である。このことから,本人の同意を得ることなく本人以外のものから収集する必要がある,としている。

以上のことから判断すると,個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では,「刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会については,司法警察職員等によって行われるものであり,当該照会の正当性及び公益性が認められ,事件の解決は,被害者を救済するものであり,市民生活を守る本市行政の役割でもある。そのため,事件解決の照会に対する迅速な対応が特に重要となることから,防災広場で発生した傷害,暴行,誘拐,窃盗,強盗,強姦(被害者の映像については同意を得たものに限る。),強制わいせつ(被害者の映像については同意を得たものに限る。),恐喝,器物損壊及び放火の捜査のため,目的外提供を受けようとするものにとって,当該提供を受ける方法以外に情報を入手する手段がないと防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)が判断した場合に限って,審議会に諮問の手続きを経ることなく,目的外提供できるという包括的な取扱いをさせていただく必要性があると判断したものである。また,運用に当たっては,防犯カメラによる映像について,犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドラインを作成し,そのガイドラインに沿って行う」としている。

以上のことから判断すると,目的外に提供する必要性があると認められる。 ただし,目的外に提供することができる場合を,防災広場としての特性から 想定される犯罪類型として,窃盗,器物損壊及び放火にかかる捜査に関する照 会に限るものとすることを条件とする。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、「防犯カメラの撮影対象区域には、地域の住民のほか、不特定多数の者が立ち入るため、撮影及び録画以前にあらかじめ本人に個別に通知することは不可能である。このことから本人への通知は省略する。また、本人の特定ができた場合でも、捜査の遂行に支障が生じる旨を捜査機関に確認できた場合に限り、本人通知を省略するものである。ただし、防災広場内にカメラを設置していることを防災広場敷地内に表示することにより、周知を図る」としている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略については合理的理由があると認められる。

(4) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では,ハードディスクによる画像の保存は,ビデオテープ等と比較して,画質及び耐久性に優れており,必要な時間保存した後,順次上書きすることができ,必要な部分の画像の取り出しも容易であることから,ハードディスクによるコンピュータ処理を行うとしている。

以上のことから判断すると,コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では,次のような安全対策の措置を講じるとしている。

機器であるデジタルビデオレコーダーは、施錠できる機器箱に収納し、当該収納箱は簡単に取り外すことができないようにポールに固定する。また、管理責任者又は管理責任者の許可を受けた者以外は操作できないように施錠管理を行う。

なお,設置予定のハードディスクには外部ネットワークへの接続機能が内蔵されているが,ネットワークには接続しないものとする。またカメラについては,内蔵メモリ及び記録媒体等の使用機能が搭載されていない機種を設置する予定である。

以上のことから判断すると,安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以上